

令和7年度 就学援助についてのお知らせ

江別市教育委員会

1 就学援助とは

経済的な理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費の負担が困難な家庭に対し、必要な援助を行う制度です。

2 申請手続き

『就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）』にご記入のうえ、下記「4」に記載の必要書類を添付し、通学している学校に提出してください。

就学援助の決定は、年度ごとに行いますので、令和6年度の就学援助を受けている方も、申請書を提出する必要があります。令和6年度の認定者であっても、収入の状況により不認定となる場合があります。

※ 生活保護受給世帯は、教育扶助費が支給されますので申請はできません（同時に就学援助制度を受けることはできません。）。

※ 特別支援学級に在籍する児童生徒がいる世帯については申請可能ですが、特別支援教育就学奨励費制度と併せて受けることはできません（特別支援教育就学奨励費の支給額は、就学援助費の半額です。）。

3 申し込み期限・提出先

申請書は、現在通学している学校へ提出してください。

就学援助の決定は世帯ごとに行いますので、申請書は一世帯につき一部を提出してください。

4月から中学3年生になる生徒がいる家庭は、修学旅行費の支給手続きの関係上、2月14日（金）までに学校へ提出してください。

	申込み期限	提出先
① 令和7年4月から <u>中学3年生</u> になる生徒がいる家庭	令和7年 2月14日（金）	通学先の中学校
② 小学校・中学校（新中学3年生を除く）に通う兄弟姉妹がいる家庭	令和7年 3月 5日（水）	<u>一番上の子</u> が通学する学校
③ 小学校・中学校（新中学3年生を除く）に通う児童生徒が1人だけの家庭（①と④を除く）	令和7年 3月 5日（水）	通学先の学校
④ 新小学1年生児童のみ（兄弟姉妹がいない）の家庭	令和7年 4月 8日（火）	入学先の学校

〔②の例〕・小学生と中学生の子がいる場合 → 申請書を中学校の学級担任に提出

・小学1年生と4年生の子がいる場合 → 申請書を4年生の学級担任に提出

※ 上記の期限を過ぎてから申請した場合は、援助内容の一部が受けられない場合があります。

※ 年度途中で世帯構成や就労状況が変わった場合は、随時、就学援助の申請を受け付けます。

4 添付書類

（1）申請書には、世帯の中で、収入のある方全員の前年（令和6年1月～令和6年12月）分の収入等を証明する書類を必ず添付してください（申請書の裏面にのりづけ）。※詳細は下記の表を参照

① 給与収入の方(会社などにお勤めの方)	勤務先で発行される「令和6年分給与所得の源泉徴収票」の写し
② 所得税の確定申告や市民税の申告をされた方	令和6年分申告書の控え(第一表、第二表の両方)の写し
③ 各種年金などを受給されている方	令和6年分の年間受給額が記載されている書類(公的年金の源泉徴収票など)の写し
④ 失業している方	離職していることがわかる書類(離職票・退職証明書など)
⑤ 市民税や国民健康保険税等の減免を受けている方	減免を受けていることがわかる書類(減免の決定通知書など)

※ 収入の記入漏れや内容に不備があるときは、援助の決定を取消し、支給した金品を返納していただくこともあります。なお、市役所市民税課にて発行する令和6年分の「所得証明書」は、6月上旬以降の発行となりますので、それ以前の申請にあたっては、上記の方法により収入の証明書を添付願います。

- (2) 事情により添付書類の提出が間に合わない場合（期日までに確定申告が完了しない場合など）は、添付書類報告欄の下に提出が遅れる理由及び提出見込時期を記入して、申請書のみ提出してください（後日、収入の証明書を提出してください）。
- (3) 市教委では、収入状況を確認するため、必要に応じて課税資料を閲覧することがありますので、申請書に必ず署名願います。課税資料閲覧により市教委が得た情報は、他の目的に使用することは、一切ありません。

5 留意事項

- (1) 申請書は記入例を参照して、**ご記入ください。**
- (2) 援助費を振り込む金融機関の口座番号は必ず明記し、**申請者（保護者）と口座名義人は一致させてください。**
- (3) **年齢は令和7年4月1日時点での年齢、学年は令和7年4月からの学年を記入願います。**

6 援助内容

支給費目	支給内容等（令和7年度予定）
●学用品・通学用品の購入費	学年に応じて金額が異なります。
●生徒会費	生徒1人につき定額を支給します。
●PTA会費	同一世帯内の児童生徒においては、学校ごとに定額を支給します。
○学校給食費	市教委から学校給食会に直接支払われます。
●修学旅行費	上限額あり、修学旅行実施前に申請された児童生徒が対象。
○通学費	小学校片道4km以上、中学校片道6km以上で、定期券等を購入して公共交通機関を利用する児童生徒が対象。
●新入学児童生徒学用品費等	小学校就学予定者及び、小学6年生の12月から3月時点で認定を受けている児童が対象。 （なお、小・中学1年生の4月認定者で、3月までに新入学児童生徒学用品費等を受給していない場合は支給の対象）
●体育実技用具費 （スキー用具・柔道着）	※授業で使用する場合に限り、支給の対象 スキー用具 … 小学1・4年生、中学1年生で、12月時点で認定を受けている児童生徒が対象。 柔道着 … 中学1年生の4月認定者が対象。
○医療費	中耳炎・う歯[虫歯]・蓄膿症等の学校病が対象。
●宿泊を伴う校外活動費	上限額あり、宿泊研修実施前に申請された児童生徒が対象。
●クラブ活動費	上限額あり、中学校の部活動加入者に対し、学校に支払う共通経費（入部費・部活動費・ユニフォーム代・用具費等）を支給します。
●卒業アルバム代等	上限額あり、卒業アルバム代及び卒業記念写真代を支給します。

※ 修学旅行費については、生活保護世帯も支給の対象となります（申請書の提出は不要。）。

※ 私立中学校に通学する生徒については、上記のうち●印の費目のみが支給されます。

7 支給方法

- (1) 学用品・通学用品の購入費、生徒会費、PTA会費、通学費、新入学児童生徒学用品費、宿泊を伴う校外活動費、体育実技用具（柔道着）、クラブ活動費、卒業アルバム代等は、保護者口座に直接振り込みます。
ただし、学校に支払うべき教材費等に未納がある場合につきましては、この限りではありません。
- (2) 中学校3年生については、修学旅行費を速やかに支給するため4月1日付けで認定通知を送付する予定です。**概算払いを希望する場合など、支払方法等については学校にご相談願います。**
- (3) 体育実技用具（スキー用具）の支給については、11月下旬から12月上旬にかけて別途通知します。
- (4) 医療費（学校病と診断された場合のみ）は、医療機関に直接支払います。ただし、医療券受領前等に保護者が負担した場合でも、領収書を市教委に提出することで支給が可能な場合があります。

※ 新規に認定された月の給食費（前年度継続認定者を除く。）は、手続きの都合上、保護者口座から一度引き落としとなりますので、予めご了承ください。（後日、給食センターから還付されます。）

8 令和7年度 就学援助認定基準予定額（例）

世帯構成 (生計を共に する家族)	2 人	3 人	4 人	5 人
	おとな 1人 30歳 こども 1人 8歳	おとな 1人 32歳 こども 2人 10歳 8歳	おとな 2人 35歳 30歳 こども 2人 9歳 4歳	おとな 2人 40歳 35歳 こども 3人 11歳 7歳 5歳
基準予定額	2, 8 5 2, 1 1 4円	3, 5 3 2, 0 8 8円	3, 9 6 2, 0 9 8円	4, 5 5 0, 5 8 3円

※ 家族の人数及び年齢構成により基準額は異なります。

- (1) 令和6年1月～12月の世帯収入額が、基準予定額を下回った場合に援助の対象となります。
- (2) 基準予定額は、**税込みの総収入額**であり、課税対象所得の合計額ではありません。
- (3) 保護者と扶養関係がある（**生計を共にしている**）と認められる方を同一世帯とし、基準額を算出します。
- (4) 失業している方がいる場合は、離職していることがわかる書類（離職票・退職証明書など）を添付してください。その場合、その方の前年収入は世帯の収入額に算入されません。**ただし、当該取扱いが失業していると認められる期間に限ります。**（失業している期間が終了しましたら、再度申請を行ってください。）

※ 4月認定に係る審査結果は、認定・不認定にかかわらず、5月末までに教育委員会から申請した保護者全員の方に通知します。（書類等に不備があった場合、解消されてから審査及び通知となります。）

9 問い合わせ先

江別市教育委員会 教育部学校教育支援室学校教育課学校教育係（TEL 3 8 1 - 1 0 5 8）

※ 認定可否かの事前のお問い合わせについては、お答えできませんので予めご了承ください。